

物価高騰対応生活応援事業委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

宮古島市では、物価高騰等による影響を受けた生活者への支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス決済を推進することを目的とし、既存の電子決済サービスを活用したポイント還元事業である物価高騰対応生活応援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本事業の実施にあたり、その委託先となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。本要領は、当該プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

（1）業務名称

物価高騰対応生活応援事業委託業務（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

物価高騰対応生活応援事業委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）のとおり。
なお、仕様書の内容は本プロポーザル実施後に行う事前協議において確定させるものとし、業務を追加する必要がある場合、変更する可能性がある。

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

なお、ポイント付与の対象期間は令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）までの61日間とする。ただし、当該ポイント付与対象期間については、予算の状況等により変更となる可能性がある。

（4）提案価格

366,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、還元原資については、311,100,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）以上を確保すること。

事務費は提案価格から還元原資を除いた額の範囲内とする。

提案価格は、還元原資及び手数料、販促費、運営費等すべての費用を含むものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。なお、仕様書の内容以外にも追加提案がある場合、その執行に必要な一切の費用も含めて提案価格の範囲内で提示すること。

3. 応募要件

以下に掲げるすべての要件を満たす者であること。

（1）日本国内に本店または主たる事務所等を有する法人であること。

（2）国税及び県税並びに市町村税を滞納していないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされていないものであること。

（5）宮古島市委託請負契約に係る指名停止等の措置を受けていないものであること。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

- (7) 過去5年以内に契約した類似・関連事業実績等を有するものであること。
- (8) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、市との打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。
- (9) 応募については単独に限らず共同企業体でも可とする。ただし、この場合は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこととし、事業目的の達成の為、他の共同企業との連携を密にし、各業務の推進及び成果の達成を図ること。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、(1)～(6)の要件を全て満たしていること。
 - ③ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が、応募要件(7)(8)の要件を全て満たしていること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他に応募する共同体構成員として重複しないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単独企業として重複応募しないこと。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4. スケジュール（予定）

公募開始、HP掲載期間	令和8年7月24日（金）～令和8年8月14日（金）
質問票受付締め切り	令和8年7月30日（木）15時00分必着
質問回答、HP公表	令和8年8月3日（月）17時00分までに
企画提案書受付締め切り	令和8年8月14日（金）12時00分必着
一次審査結果通知 （応募が5者以上の場合のみ）	令和8年8月17日（月）までに
プレゼンテーション	令和8年8月19日（水）宮古島市役所内会議室 ※開始時間については応募者にのみ別途メールにて通知
企画提案選定結果通知送付	令和8年8月20日（木）までに
協議	令和8年8月21日（金）
契約締結	令和8年8月下旬

※日付は予定のため、変更する場合がある。

5. 質疑応答

(1) 質問方法及び提出

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票【様式1】により「7. 提出先・連絡先」宛てにメールにて、件名を「物価高騰対応生活応援事業に関する質問（事業者名）」として提出し、担当者へ電話にて受信確認を行うこと。なお、メール以外による質問は受け付けられないものとする。受付期限は「4. スケジュール（予定）」のとおり。

(2) 回答方法

市ホームページにて掲載する。

6. 参加申込手続及び企画提案書等の提出

(1) 応募に必要な書類等の配布及び提出方法

① 配布方法

本市ホームページから入手するものとする。

② 提出方法

「7. 提出先・連絡先」宛てに持参または郵送（簡易書留）により提出すること。郵送の場合は期間内の必着とし、以降に到着したものは受け付けない。持参の場合

合は市役所開庁日の8時30分から17時00分までの間のみ受付。

(2)「3. 応募要件」を全て満たし、企画提案への参加を希望する場合は、以下の書類を1部提出すること。

① 企画提案参加申込書兼誓約書【様式3】

② 納税証明書〈コピー不可〉

国税（法人税・消費税及び地方消費税）、県税（法人事業税・法人県民税）、市税（法人分・代表者の個人分）を提出すること

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〈コピー不可〉

④ 印鑑証明書〈コピー不可〉

※各証明書類は、提出日以前3ヶ月以内に発行されたものに限ることとし、共同企業体で応募する場合は構成する全ての事業者のものを提出すること。

(3) 企画提案書は以下の書類を7部（正本1部、副本6部（複写可））提出すること。

提出書類	様式	留意点等
(ア) 企画提案書表紙	任意 様式	
(イ) 企画提案書		
(ウ) 業務工程表		・ 各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
(エ) 事業者概要		・ 事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。
(オ) 過去5年以内の類似・関連業務実績書	様式4	・ 業務ごとに契約書の鑑の写し及び業務概要が分かる資料（仕様書、業務計画の写しなど）を添付すること。
(カ) 業務実施体制	様式5	
(キ) 見積書	任意 様式	・ 提案価格を超えないこと。また、還元原資については311,100,000円以上を確保すること。 ・ 大項目は還元原資と事務費の2項目とし、事務費は見積額から還元原資を除いた本業務に係る一切の費用（手数料、販促費、管理運営費等）を含むこと。なお、事務費については、その項目ごとの内訳、単価、数量等、金額の根拠を詳細に記載すること。 ・ 値引き等の記載は行わないこと。

【企画提案書の作成にかかる留意事項】

- ・ (ア) ～ (カ) の順に綴じ、(キ) の見積書については別に綴じること。
- ・ A4判の両面印刷を基本とし、A3判を使用する場合は横折り込みとすること。
- ・ カラー、白黒、縦横は自由とし、作成にあたっては長辺綴じとすること。
- ・ 文字サイズは12ポイント以上とすること。
- ・ 提出書類毎にインデックスを貼り付け、各項の下部中央に項番号を記載すること。
- ・ 提案内容は仕様書の業務内容及び「9. 企画提案の審査評価 別表1【審査基準】」を反映し、その内容の実施に当たっての取組み、手法、体制等について明瞭かつ具体的に記載すること。
- ・ 仕様書の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ・ 提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。

7. 提出先・連絡先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
宮古島市役所 観光商工スポーツ部 産業政策課 商工物産係
電話 (0980) 73-1919 FAX (0980) 73-2692
担当 小材 雛子 (こざい ひなこ) syoukou@city.miyakojima.lg.jp

8. 提案辞退

企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届【様式 6】を持参又は郵送にて提出すること。

9. 企画提案の審査評価

(1) 審査評価方法

- ① 企画提案の審査評価は、別途定める事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて実施し、提案者による企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、その内容を審査する。
- ② 審査の結果、最高評価点を獲得し、かつ最低合格点（140点満点中70点（5割）以上）を獲得した者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最高評価点を獲得した提案者が2者以上ある場合は、予算総額に占める還元原資の割合がより高いものを優先交渉権者とする。
- ③ 5者以上の応募があった場合は、一次審査（書面審査等）及び二次審査（プレゼンテーション）に分けて実施し、対象事業者を選定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。
- ④ 提案者が1事業者であっても審査を実施し、最低合格点（140点満点中70点（5割）以上）を獲得した場合に受託候補者として決定する。
- ⑤ 選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ⑥ 審査における具体的な評価項目及び配点は、別表1「審査基準」のとおりとする。

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 企画提案の順番は企画提案書の提出順とする。
- ② 1事業者につき25分の持ち時間とする。（提案内容説明15分、質疑10分以内）
※ただし、提案者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。
- ③ 出席者は1事業者3名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。
- ④ プレゼンテーション時は、パソコン及びモニターで提案内容の画像等を投影して行うことが出来る。なお、プレゼンテーションでは、あらかじめ提出した企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料を配布することは認めない。
- ⑤ モニターは市で用意する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要となるパソコン等の機器は提案者で用意すること。
- ⑥ 欠席した場合は、企画提案書の審査評価及び受託候補者から除外する。

(3) 企画提案の無効

参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 応募要件に該当しないことが判明した場合。
- ② 提案価格を超えた場合。
- ③ 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ④ 提案履行内容に合理性が無く、著しく本業務の仕様と離れている場合。

- ⑤ 所定の日時、場所に参加申込及び企画提案書を提出しないとき。
 - ⑥ 誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
 - ⑦ 本企画提案に関する資格・条件等に反したとき。
 - ⑧ その他審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。
- (4) 結果の通知
- 選定委員会終了後、各提案者宛に書面により通知する。なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

10. 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議する。双方協議の上で受託事業者として決定し、本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉者と協議に入るものとする。

(2) 契約金額

契約金額については、優先交渉権者から見積書を新たに徴取し、市が設定する予定価格の範囲内であると確認したうえで決定する。

(3) 契約保証金

宮古島市契約規則第26条第1項により契約金額の100分の10以上の額とする。但し、宮古島市契約規則第26条第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約の公表

契約者及び契約金額については、本業務委託契約締結後に市ホームページにて公表する。

11. その他留意事項

- (1) 本企画提案により知り得た本市独自の機密事項や個人情報等は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行ってはならない。
- (2) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (3) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (4) 宮古島市から貸与されたすべての資料は、提案書等の作成以外の目的で使用することはできない。
- (5) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、提案事業者が負うものとする。
- (7) 企画提案書等を受理した後の提案事業者による加筆・修正等は原則認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (8) 応募者が提出した書類等は、本企画提案の審査及び契約手続きにのみ使用し、原則としてその他の目的には使用しない。ただし、契約締結後の契約内容や事業概要については、公正性、透明性及び客観性を期すため、公表する場合がある。
- (9) 書類作成及び提出に係る経費、企画提案の参加に係る経費、その他必要な経費は全て応募者の負担とする。
- (10) やむを得ない事情により本プロポーザルを延期、中止、又は取消した場合においても、要した一切の経費を市に請求することはできない。

(別表 1)
【審査基準】

評価項目	評価基準	配点
1. 基本評価		
業務理解度 目的適合性	・ 事業の趣旨を十分に理解し、実施すべき事項や検討課題等を把握しているか。	5 点
提案内容の具体性	・ 提案内容が現実的で、仕様書の内容に沿った具体的かつ効果的な提案となっているか。	10 点
2. 業務提案内容		
事業の広報	・ 多角的な広報戦略と、実現性が高い広報手法が提案されているか。	15 点
問い合わせ対応	・ 問い合わせに対し、迅速かつ正確に対応出来る体制が構築されているか。	5 点
利用者支援	・ キャッシュレス決済に不慣れな方への、具体的なサポート策が示されているか。 ・ 説明会やブース設置の期間、頻度、場所、時間帯の妥当性及び多くの利用者に周知できる提案がされているか。	15 点
事業者支援	・ 対象キャッシュレス決済を未導入の事業者に対する、具体的な開拓及び導入支援策が示されているか。	15 点
キャッシュレス決済普及促進	・ 実効性の高い加盟店開拓戦略と、消費者への具体的な啓発・支援手段が示されているか。	15 点
効果検証	・ 事業成果の検証に必要なデータ収集・分析方法が明確であり、客観的な評価と、今後の改善に資する報告計画か。	10 点
3. 事業者能力・体制		
業務実施体制	・ 業務を円滑に遂行できる実施体制・サポート体制を構築しているか	10 点
業務工程	・ 適正な工程が明確に設定され、現実的なスケジュールが提示されているか。	10 点
業務実績	・ 同種・類似業務の経験と実績が豊富で、本業務の遂行に大きく貢献しうる能力を有しているか。	5 点
4. プレゼンテーション		
説明の明確性・論理性	・ 曖昧な表現がなく、論理的な説明により内容が容易に理解できたか。 ・ 質疑に対する的確に回答がなされていたか。	5 点
5. 経済性・費用対効果		
見積内容の整合性	・ 見積内容と業務内容の整合性がとれているか。	10 点
還元原資の割合	・ 予算総額に占める還元原資の割合を含め、費用対効果が高い提案か。(別表 2)	10 点
合 計		140 点

※評価項目には 15 点、10 点、5 点の配点が設定されており、各項目は 5 段階で評価します。
その評価点に、配点 15 点の項目は 3 倍、配点 10 点の項目は 2 倍の係数を乗じて最終的な得点を算出します。5 段階評価の基準は次のとおり。

(きわめて優れている：5 優れている：4 普通：3 やや劣っている：2 劣っている：1)

(別表2)

5. 経済性・費用対効果

還元原資の割合

	10点	8点	6点	4点	2点
還元原資の割合	89%以上	88%以上 89%未満	87%以上 88%未満	86%以上 87%未満	85%以上 86%未満

89%	325,740,000円
88%	322,080,000円
87%	318,420,000円
86%	314,760,000円
85%	311,100,000円